

法科大学院の教育内容・方法等に関する意見

2002年10月22日

日本弁護士連合会

日本弁護士連合会は、2004年4月開設予定の法科大学院制度に関し、その教育内容・教育方法等及びこの点についての日本弁護士連合会として取り組むべき課題について検討し意見書を取りまとめたことから、その骨子である「法科大学院の教育内容・方法等に関する提言」と共にここに公表するものである。

第1 問題の所在

1 法科大学院の教育内容の不明確さに起因する、同制度に対する懸念・不安

法科大学院を中心とする法律実務家養成の制度については、現在様々な批判が寄せられているが、概して法科大学院制度に対する公平・平等論からの批判が主であり、肝心の法律実務家の質の維持・向上については概説的・一般的な批判や懸念が行われることはあっても、具体的な内容を踏まえた批判や議論が行われることは少ない。

現在必要なことは、具体的な教育内容・教育方法についての議論であり、そのためには、法科大学院の具体的な教育内容・教育方法についての関係者間の共通の理解が前提となる。平成14年1月22日に発表された、法科大学院の教育内容・方法等に関する研究会による「法科大学院の教育内容・方法等に関する中間まとめ」(以下「中間まとめ」という。)は、大学側のこの分野についての検討の成果である。しかし、問題は、こうした成果が単に形式的なカリキュラムや単位構成等のモデル案に止まり、その意図するところが関係者全体のみならず大学関係者間においても真の意味での共通の理解となっていないのではないかという疑問である。換言すれば、未だ法科大学院における具体的な教育内容・教育方法が明確になっていないことに起因すると思われる、現在広く見られる法科大学院の質ないし信頼性に対する一般的・漠然とした懸念及び不安感である。実際、現在検討準備中の各法科大学院の中には、法律実務家の質の維持・向上のための教育という意識よりも、むしろ新司法試験に自大学院卒業生を何人合格させられるのかという点により大きな関心を持っていると評せざるを得ないものが少なからず存在することも残念ながら否定できない。勿論、このことが多くの法科大学院関係者がプロセスとしての法曹養成という新制度の趣旨を実現すべく努力していることを否定するものではないが、一部であれこうした考え方を放置しておくことは、法科大学院制度に対するいわれなき批判に力を貸し、一般的・漠然とした懸念や不安感を助長することになる、と言わざるをえない。

2 日本弁護士連合会として今後取り組む課題

上記のような状況に鑑みれば、法律実務家の総体である日本弁護士連合会（以下、「日弁連」という）を始めとする関係団体が今後行わなければならぬ第1の取り組みは、法科大学院が法律実務家養成制度の中核的機関であることを再度明確にし、司法制度改革審議会最終意見に示された法科大学院における教育の目的及びその内容を明確かつ具体的に提言・提示して関係方面に積極的に訴え、関係者間の共通の理解の確立を図ることである。その上で、第2に、新制度の下における法律実務家に必要な知識・能力の向上のための教育方法・内容の具体化・明確化について、日弁連としても積極的に協力するための体制を整備・確保することが必要であると考える。

以下、個々の点について敷衍して説明する。

第2 具体的内容

1 法科大学院における教育の目的及び教育内容

(1) 法科大学院における教育のあり方

法科大学院が法律実務家養成制度の中核に位置付けられるならば、その教育目的は、法律実務家に必要な知識・技能・倫理を習得することにあることがまず明確にされるべきである。

その中心はこれまでの法学部教育においてともすれば行われがちであった、単に当該法分野の法的知識を伝える教育ではなく、法律実務家として実務上の諸問題や事案に遭遇したときに当該問題等を法的に分析しつつ問題解決方法を見出しうる能力を習得するための教育、言い換えれば、法律実務家としての「考え方を鍛える」教育への転換であると考えられる。

具体的には、1～2年次においては、徹底して法律を具体的な事実に適用して問題の解決を図る能力の涵養が中心であり、より具体的には問題解決に使える法律知識の習得、法律知識を問題解決のために使う技能、事実の把握・証拠収集の技能、面接・交渉技能、法的文書作成技能、さらには法律実務家としての職業倫理教育も必須である。特に、事実の把握・証拠収集の技能や依頼者や相手方との面接・交渉技能、法的文書作成能力の涵養は、法律実務家としての必須の能力であるにもかかわらず、これまでの法学部教育ではほとんどなかったものである。そしてこれらの能力・技能は単に用意された個々の科目を履修すれば容易に修得できるものではなく、科目相互が有機的に関連したカリキュラムを有する法科大学院での教育プロセスを確立することによってはじめてこれらの能力を修得することが可能になるということに留意すべきである。

これらの点は、司法制度改革審議会意見書（以下「意見書」という。）において既に指摘されているところであるが、法科大学院における教育の目的及び教育内容を考える際には、常に基本的な指針として考慮

されなければならない。

また、法科大学院では、法律実務家としての質の確保とともに、その出身の多様性も保障されなければならない。すなわち、法律実務家に要請される多様なニーズに応えるためにも、全体としての法科大学院は、多様な分野の法律実務家を輩出しうる教育内容・カリキュラムを有すべきであり、決して画一的な新司法試験受験のための教育機関に陥ってはならないのである。

更に、法科大学院修了時の想定すべき能力のレベルについては、法科大学院を中核とする新法曹養成制度が、より良質のかつ多様性のある法曹の養成を目的とする以上、総体としては、現在の法曹養成制度において養成される法曹の質より低下したものであってはならない。新法曹養成制度はプロセスとしての養成を目指すもので、現行制度とは理念において違いがあり、単純な比較は困難であるが、敢えて法科大学院修了者の能力のイメージを述べれば、新司法試験合格レベルというようなものではなく、法科大学院修了者には現行の司法研修所前期修習に当る修習が行われない見通しである以上、訴訟実務については少なくとも前期修習修了者と同程度の法律実務家としての基礎的な考え方・技能を有することを要求すべきである。また選択したその他の分野についても実務の中で研鑽していく前提となるだけの基礎的な知識・技能を有することが必要である。換言すれば、いわゆるバイパスルートについては本来法科大学院制度の補完的なものであるべきであり、したがって予備試験で試される能力の基準は法科大学院修了者に要求される上記能力の習得の有無であるべきである。

またこれらの能力は、単に法科大学院に3年ないし2年在籍しただけで容易に身に付くものではない。法科大学院はこのような能力を身に付けられた学生のみが卒業できるものでなければならず、各法科大学院はその能力を未だ身に付けていない学生を徒に進級・卒業させないだけの厳しさを持つことが要求されなければならない。

(2) 教育内容

上記のような法科大学院における教育のあり方を念頭に置くならば、そこで行われるべき教育は、おおむね以下のようないくつかの内容を持つものでなければならない。以下に述べるところは、研究者の立場から検討された「中間まとめ」に比し、実務的教育への志向がより強いと言えるが、基本的な考え方においては「中間まとめ」と異なるものではない。

1年次を中心とする法律基本科目群（公法系・民事系・刑事系）

法科大学院における実務家養成教育において最も重要なのは、与えられた事象・事件に対して、法律知識を駆使しながら自らの頭で考えて解決する能力の涵養であり、そのためには1年次から徹底して「考

え方を鍛える」教育が要請される。むろん、そのためには、民法・刑法等の基本科目についての法的知識が必要であるが、その知識を学生に修得させる場合でも、それは従来法学部で多く行われることがあるとされているような単なる知識を伝達するだけの（しばしばそれは自説の披露にとどまることがある。）、いわば「教養としての法律学」ではなく、現在通用している裁判規範は何であり、その意義・射程範囲等がどのようなものかを批判的な視点を持ちながら教えること、法律を単なる知識として教えるのではなく、問題解決に必要な知識を必要に応じて使える知識として修得させることが重要である。また、従来の民法と民事訴訟法、刑法と刑事訴訟法という相互に関連性を有する科目について、民事系・刑事系といった形で合体したカリキュラム（科目）を作ることは確かに有意義ではあるも、重要なのは相互の法律知識を単に合わせ教えることではなく、ある事象・事件が結局実務的にはどのように解決されているかあるいは解決されるべきか、また訴訟法を含めた具体的な法律がどのように問題の解決に使われているかを学生に認識・考えさせることで、それが事案解決能力の涵養に役立たせるためのものでなければならない。

具体的な教育内容については、たとえば、平成14年8月に公表された第一東京弁護士会の法科大学院の教育内容を考える研究会中間報告書に記載された各種の教材例が参考になろう。

実務基礎科目群（専門職責任、法情報調査、法文書作成、ローヤリング、クリニック、エクスターンシップ等）

「中間まとめ」が指摘するように、実務基礎科目群については教育内容のみならず科目編成についても各法科大学院の創意工夫が要求されるところであり、上に上げた科目例は単なる参考例に過ぎない。しかし、現在の法律実務を前提にした場合には、当面は、上に述べた科目は必須のものと考えるべきであろう（なお、平成14年8月5日付中央教育審議会の「法科大学院の設置基準等について」の答申においても、上記科目は「主な科目の例」として記載されている。）

実務基礎科目群は、法律実務家として欠くことのできない実務上の技能、実務知識、職業倫理等を習得させるための科目群であり、具体的な事例に基づいて、法律実務家がいかに事実を収集・分析し、事実に対してもいかに法律を適用し、その他法律実務家としていかに職務を遂行すべきかということを「体得」させることが肝要である。

また、これらの科目は従来の法学部ではほとんど教育されておらず、また法律実務上の経験が教育の実践において極めて重要である以上、法律実務家が中心になり、現在実務修習において実施されている模擬裁判等の経験も生かしながら、新たに教材及び具体的な教育方法を開発して教育を行っていかなければならない。

具体的な教育方法については、昨年4月に日弁連内法科大学院設立・運営協力センターが発表した「民事実務～」、「刑事実務～」、「法情報調査・法文書作成」、「弁護士の役割と責任」、「基礎法律実務技能」の各カリキュラム案が一つのモデルとなるものと考える。

展開・先端科目群（労働法、経済法、税法、知的財産法、国際取引法、消費者法、環境法、情報公開法その他）

展開・先端科目群、特に先端科目については、実務の中から日々新しい法が生成されている法分野であるため、何よりもそのように常に発展を重ねている専門的・先端的知識の習得が教育内容として重要である。また、これらの分野については、刻々と変化する実務の動きが重要である以上、研究者教員に加えて当該法分野の実務に精通している実務家教員が教育に携わることが必須である。

(3) 教育方法

法科大学院における教育に共通すると思われる教育方法については、従来法学部で多く行われがちな、予習もしてこない多数の学生に対し教員がただ一方的に講義する方式は採るべきではなく、何よりも学生の主体的参加を前提とした双向方向・多方向の教育方法が必要である。

すなわち、学生に対しては、当該科目の課題を予め読み予習をしてくることを義務付け、これを行わない者は教室から排除するような厳しい態度で臨むことが必要である。具体的には、いずれの授業についても十分な量の予習が必要となるような授業となる。他面、教員の側も、これに対応できるような準備が要求される。その意味でこれまでの法学部教育とは異なった新たな教育文化を創るとの意識変革が必要である。法科大学院は、既に大学を卒業し、自らの生きる道を法律実務家と定めた人が対象である以上、現実はそうはいかないとか、近頃の学生は云々とかいった甘えは、学生にもそして教員側にも許すべきでないと言うべきである。この点は、「意見書」が明確に指摘し、「中間まとめ」も述べるところであって、法科大学院関係者の共通の認識であるということもできる。問題は、こうした理念をいかに現実とするかにあり、そのためには建設的な批判者としての弁護士会の役割が重要となる。

具体的な授業方式としては、ケースメソッド、プロブレムメソッドなど、学生が自ら考えかつ自らの考えを説得力をもって表現することが当然の前提となる方式が考案されるべきであり、また講義方式であっても適宜質問を挟んで学生の参加を求めるといった対話型方式によるべきである。

各方式ともそれぞれ長所・短所があるが、「考え方を鍛える」能力を涵養する必要性からすれば、1年次の基本科目群においては、補充的に講義方式をとるにしても、主としてケースメソッド、プロブレムメソッド

ドの有用性が強調されるべきであろう。但し、ケースメソッドといつても、判例法制度のもとにある米国のロースクールで使われている方式をそのまま法典法制度の我が国に導入することは困難である。判例と制定法の関係を意識した教材の工夫とともに我が国に合ったケースメソッドを開発することが必要である。

以上の教育方法を具体的な教材等もあわせて提示したものとして、前記平成14年7月発表の第一東京弁護士会法科大学院検討委員会内「法科大学院の教育内容を考える研究会中間報告書」がある。同報告書においては、特に1年次の民法の教育について、講義型、ケースメソッド型、プロブレムメソッド型に関するいくつかの教材・教育方法が紹介されている。また、現在日弁連及び東京三弁護士会が法務研究財団に特に1年次の教育方法に関する研究委託を行っているところである。

(4) 教材

教育内容や教育方法は、利用する教材に負う点が極めて大きい。したがって、どんなにすばらしい教育方法を持っていてもそれを実践するための教材がなければ絵に描いた餅である。以下、法科大学院の教育に必要と思われる教材及びその利用のあり方のイメージについて、前述の教育内容・教育方法を踏まえて、具体的に検討する。

1年次を中心とする法律基本科目群（公法系・民事系・刑事系）

日本型のケースブック

具体例については、民法に関しては上記「法科大学院の教育内容を考える会中間報告書」等参照。

ii 補助的教材としての概説書

授業で概説書をどのように利用するかは教育方法とも関連するが、1年次の法律基本科目群の教育において、制定法や判例をコンパクトに概説した「概説書」等を全く無視して授業を行うことは教育効果の観点からも非効率と思われる。但し、利用方法としては、予習として学生に毎回指定概説書の指定頁までの読み込み及びケースブックの該当ケースの検討を指示し、毎回の授業ではそれを前提としたケースメソッドによる授業等が考えられる。概説書の利用方法の詳細は各教員の検討すべきことであるが、いずれにせよ学生側に強い学習及び授業への参加意欲があることを前提にすれば、授業で教員が概説書を概説するような授業にはならないはずである。

実務基礎科目群（専門職責任、法情報調査、法文書作成、ローヤリング、クリニック、エクスターんシップ等）

詳細な設例を集めたプロブレムブック

既に法律基本科目群の基本的知識や法的考え方の基礎を習得してい

ることを前提として、実務上生じる色々な設例を集めた問題集的な教材を作成し使用すべきである。この点については、法科大学院設立・運営協力センターが昨年公表したカリキュラム・モデル案などが参考となろう。また、これらの実務系科目の教材については、日弁連に蓄積があることから後述のとおり現在教材の編集作業が進行中である。

補助的教材・参考書としての研究書

専門職責任等の実務系科目について、各分野における実務の基礎的な部分を研究・解説した概説書や参考書などが補助的教材として考えられる。ただし、当該分野についてはこれまで法学部で授業はなく、各分野それぞれの全体にわたる概説書等もほとんどないことから、当面は、既存の論文・研究書等を利用することが考えられる。ただし、これら実務基礎科目群に属する分野の一部については、現在学者・実務家共編の概説書が検討されているものもある。

展開・先端科目群（労働法、経済法、税法、知的財産法、国際取引法、消費者法、環境法、情報公開法その他）

この科目群、特に先端科目群については、何よりも当該科目の最新の知識（外国法を含む制定法及び関連判例）を学生に教授することが重要であり、学生側も法律基本科目群や実務基礎科目群についての一定の知識及びリーガルマインドの基本の習得が一定限度なされていることが前提となる以上、基本的教育方法に関しては、当該担当教員の裁量に委ねるべきであり、基本的には教材作成についても、各担当教員の有するノウ・ハウに依存する部分が大きい。

但し、日弁連においても各専門分野・先端分野について精通している日弁連内各委員会の協力の下、可能な限り教材案・教材例を公表すべく体制作りを行っているところである。

(5) 教員

教員のあり方

具体的にいかなる資質・能力を有する者を法科大学院の教員とすべきかという点を明確にすることも法科大学院の教育内容を決定する重要な要素である。教員については、研究者教員と実務家教員に分かれるが、研究者教員については研究経験（研究内容）、実務家教員については実務経験（実務での経験内容）が、まずは教員の資質として検討されるべきである。

また、法科大学院の設置審査基準についての前記答申では教員について法律実務家養成制度である法科大学院の教員としての教育能力を求めており、研究経験及び実務経験以外の要件となる「教育能力」（特に実務家教員の教育能力）として具体的にどのような資質を要求するかという点についてさらに検討する必要がある。

教育能力については、教育実績が必要であろうが、法科大学院における教育が現在の大学で行われている教育とは異なる目的及び方法の教育を前提としている以上、単に学部や受験機関での授業経験の有無にとどまらず（もちろんこれらの経験がまったく意味がないとするものではない。）、学生の問題意識・疑問を理解し、学生に現実の課題を解決する指針を与える能力が必要であり、そのための教育実績が問われることになる。

教育内容は教材によって決まり、また教材は教育内容によって決まるという両者の相互関係を考えた場合、研究者教員・実務家教員を問わず、担当科目について教材作成（改訂）に参加することが強く望まれ、またこれを行う意欲と能力が必要とされよう。

また、各教科毎に教材内容を理解し、どのような授業を展開すればよいかについて、日弁連、法曹関係者の関連団体、学会などでも継続的に検討すべきであって、このような検討会に出席することをもって教員適格の一つの要件とすることも考えてよい。

具体的教員像とそれに関する問題点

法科大学院教育が徹底して法律実務家としての「考え方を鍛える」教育とすべきである以上、教員としてとりわけ重要なのは、1年次法律基本科目群と実務基礎科目群の担当者である。

1年次法律基本科目群については、研究者教員が担当する可能性が高いが、従来の研究者教員全員が問題解決のための法律知識とその利用技能を教えるという目的についての十分な認識を持っているかについては疑問が残るところである。したがって、日弁連としても独自の教材例等を積極的に公表するなどして法曹教育の目的についての法律実務家からの徹底したメッセージを法科大学院に提示することが重要であると考えている。

実務基礎科目群については、前記のとおり実務家が担当すべきであるが、実務家が実務についての理論化をどの程度意識的に行っているのかという懸念は残る。したがって、既述の通り、理論化された研究書の早期の制作が望まれ、日弁連においても現在各分野で制作中である。また実務家教員（内定者、候補者）のネットワークを整備し、各実務家教員が教材を作成し、あるいは教育方法の研修・研究を行うための情報や意見の交流を行う仕組みを作ることが必要である。

専門・先端科目群については、研究者であれ、実務家であれその分野の最新の知識と経験を有する教員の採用が優先課題である。そのために、日弁連は平成14年4月に法科大学院実務家教員候補者名簿（現状約300名）を公表し実務家教員の派遣体制を作っているが、今後とも展開・先端科目群についての候補者を充実させる必

要があろう。

なお、平成14年5月以降、法科大学院設立・運営協力センター担当者と文科省担当者との間で、特に実務家教員選任の条件等についての検討会を開いて細部についての意見交換をしており、より良き実務家教員派遣の協力体制作りを現在行っているところである。

2 法科大学院の教育内容・教育方法の具体化・明確化のために日弁連として行うべき体制の整備・確立

以上述べてきた通り、日弁連は、日弁連が要求する法科大学院の教育レベルを明確に提示すると共に、現在具体的な教材作成、教育方法の研究、実務家教員の養成などについて、具体的に以下のような体制の整備・確立に努めているところである。

(1) 教材作成

前記のとおり、教材を作成することは、法科大学院における教育を真に意義あるものとするための決め手ともいいうべき重要な事項であり、日弁連としても、教材作成作業に積極的に関与していくべきであると考えられる。

しかし、また、教材を作成するという作業は大変な労力と能力を必要とするものであることを認識する必要がある。専門職責任等のような実務基礎科目群については日弁連としてある程度の実績と蓄積を持っており他方従来法学部でほとんど研究・教育がなされていないことから、これらの分野については、日弁連がその作業を担うべきである。しかし、その他の分野について、日弁連が一から全ての作業を行うことは能力的にも現実的ではないと同時に、民法その他のいわゆる法律基本科目群については、日弁連の名前がついたとしても研究能力・教育能力についての実績の乏しい弁護士だけで作成した教材がそのまま法科大学院で利用されるとは考えにくい。そこでこの分野については、学会で認められている研究者と共同で作業することが必要であろう。現在、日弁連内に法科大学院設立・運営協力センターが設置されており、東京三弁護士会、大阪弁護士会、名古屋弁護士会等において、法律基本科目群及び実務基礎科目群に属する科目についての教材作成・検討が進められている。日弁連としては、これら教材作成作業についての情報を可能な限り集約し、全国に情報提供するよう努めるとともに、自らも必要に応じて教材作成作業に対して支援を行っていくべく努力を重ねているところである。

また展開・先端科目群については、日弁連としても、日弁連内の各種委員会や弁理士会を始め当該分野に経験・実績のある実務家の協力も得ながら、2~4単位分のシラバスや教材例を作成して各法科大学院に対して提示することが検討されている。

(2) 教育方法の研究及び実務家教員の養成

実務家教員の養成等については、日弁連は、教員候補者を含めた各科目群毎の実務家のネットワークを整備し、前記の教材についての情報を含めた情報の共有、教育方法の研修・研究を行うための仕組みを現在整備しているところである。

また、実務家教員養成・研修のためのシンポジウム等も教材の作成状況にリンクさせながらしていくことが望まれるが、シンポジウムも単発的なものではなく、実務家ネットワークにおける情報共有の一環としてしていく予定である。

(3) その他

日弁連は、以上その他にも、クリニック・エクスターンシップなどの臨床教育についての具体的な教育方法（ガイドライン）の提示、研究者教員の法律事務所研修の要領の作成など、法科大学院の教育について実務家として積極的に関与すべき事項について、主導的な役割を果たすべきであると考えている。

以 上